

改正

平成26年3月25日条例第10号

令和3年3月23日条例第14号

菰野町特別工業地区建築条例

(目的)

**第1条** この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、特別工業地区における建築物の建築の制限又は禁止を行いもって地域住民の福祉に資することを目的とする。

(適用の区域)

**第2条** この条例の適用区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の規定により指定された四日市都市計画特別工業地区の区域とする。

(用語の定義)

**第3条** この条例における用語の意義は法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(特別工業地区内の建築制限)

**第4条** 特別工業地区内においては法第48条第13項の制限によるほか、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、町長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは広域に環境悪化をもたらすおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においてはこの限りでない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

**第5条** 前条の規定に適合していない既存建築物でこれらの規定に適合しなくなったとき（以下この条例において「基準時」という。）を基準として、次の各号のいずれかにもふれないものであるときは増築し、改築し、又はその用途を変更することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積又は建築面積の合計が基準時における敷地面積に対しそれぞれ法第52条第1項又は法第53条に規定する割合を超えないこと。
- (2) 基準時以後において増築によって増加する延べ面積は基準時における延べ面積の10分の2を超えないこと。

- (3) 基準時以後において増築又は用途の変更によって増加する前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は基準時における床面積の合計の10分の2を超えないこと。

(罰則)

**第6条** 次の各号の一に該当する者は5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条若しくは前条の規定に違反した場合におけるその建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者
- (2) 前条第1号の規定に違反した場合におけるその建築物又は建築設計者（設計図書を用いなくて工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合はその建築物又は建築設備の工事の施行者）

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項第1号又は第2号に掲げる違反行為をした場合においてはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人についてはその限りでない。

(委任)

**第7条** この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例の施行期日は規則で定める。（昭和51年1月規則第1号で、同51年2月1日から施行）

#### 附 則（平成26年3月25日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和3年3月23日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

**別表（第4条関係）**

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造
- (2) 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄リン、赤リン、硫化リン、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン酢酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゾール、トルオール、キシヨール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又

は石油類の製造

- (3) マッチの製造
- (4) セルロイドの製造
- (5) ニトロセルローズ製品の製造
- (6) ピスコース製品の製造
- (7) 合成染料若しくはその中間物顔料又は塗料の製造（うるし又は水性塗料の製造を除く。）
- (8) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
- (9) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
- (10) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）
- (11) 石炭ガス類又はコークスの製造
- (12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）
- (13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、リン酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸そう鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、ヒ素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリンイヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はクアヤコールの製造
- (14) たんぱく質の加水分解による製品の製造
- (15) 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品の製造を除く。）
- (16) ファクチス又は合成樹脂の製造
- (17) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
- (18) 製革にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
- (19) アスファルトの精製
- (20) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造
- (21) セメント、石こう、消石灰、生石灰又はカーバイトの製造
- (22) 金属の溶融又は精練（容量の合計が50リットルを超えないるつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）
- (23) 電気用カーボンの製造又は黒鉛の粉碎
- (24) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造

(25) 肥料の製造